

美唄市公共施設等総合管理計画の見直しのポイント

1. 基本的な考え方

平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画が一定年度経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画の見直しが令和2年度に行われたことを踏まえ、公共施設等総合管理計画について見直しに当たっての留意事項が示されたことから、新たに追加された必須事項について記載するとともに、公共施設等の保有データ及び各種統計データについて令和3年6月末のデータに時点修正を行った。

2. 計画の見直しに当たって新たに記載する項目（必須事項）

※赤字が追加記載した項目

①基本的事項

- ・ 計画策定年度及び改訂年度・計画期間・施設保有量
- ・ 過去に行った対策の実績・施設保有量の推移
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移・現状や課題に関する基本認識

②維持管理・更新等に係る経費

- ・ 現在の維持管理経費・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

③公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・ 公共施設等の管理
（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針
- ・ 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

3. 目標設定の見直しについて

2050年の姿は市の財政状況、人口予想等を踏まえて2015年時点の公共施設の総延床面積の30%削減を目標として設定しているものの、今後、市の大きな公共施設の再編・新設等の方針が決まり次第、逐次それを見直しに反映していくことから、今回の改訂に当たっては原則、目標の見直しは行わない。

ただし、国が示した令和4年度地方財政対策において、公共施設等適正管理推進事業債に「脱炭素化事業（令和4年度～令和7年度）」が追加（充当率90%/交付税措置率30%～50%）されたことから、品質目標のうち「再生可能エネルギーの積極的な導入」を「**脱炭素社会に向けた施設整備の推進**」に見直した。